| | |
|---|---|
| 横浜ポートオフィス | 神奈川県横浜市西区みなとみらい２丁目３番１号　クイーンズタワーＡ10階 |
| 神戸事務所 | 兵庫県神戸市中央区小野柄通４丁目１番22号　アーバンエース三宮ビル９階 |
| 長崎事務所 | 長崎県長崎市万才町７番１号　住友生命ビル11階 |

**○国土交通省告示第三百八十二号**

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十九条ノ三第三項において準用する同法第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、次のとおり証書発給船級協会の登録を更新したので、同法第二十九条ノ三第三項において準用する同法第二十五条の六十二第一号の規定により、公示する。

令和七年五月十六日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　登録更新年月日　令和七年五月十三日
二　登録番号　２
三　登録の更新を受けた証書発給船級協会の名称　Lloyd's Register Group Limited
四　住所　71 Fenchurch Street, London, EC3M 4BS, UNITED KINGDOM OF GREAT BRITAIN AND NORTHERN IRELAND
五　代表者の氏名　Nick Brown
六　証書発給を行う事業所の名称及び所在地

| 名　　称 | 所　　在　　地 |
|---|---|
| 横浜ポートオフィス | 神奈川県横浜市西区みなとみらい２丁目３番１号　クイーンズタワーＡ10階 |
| 神戸事務所 | 兵庫県神戸市中央区小野柄通４丁目１番22号　アーバンエース三宮ビル９階 |
| 長崎事務所 | 長崎県長崎市万才町７番１号　住友生命ビル11階 |

**○国土交通省告示第三百八十三号**

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第十九条の十五第三項において準用する船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、次のとおり船級協会の登録を更新したので、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の十五第三項において準用する船舶安全法第二十五条の六十二第一号の規定により、公示する。

令和七年五月十六日

国土交通大臣　中野　洋昌

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の十五第三項において準用する船舶安全法第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、船級協会の登録を更新した件

一　登録更新年月日　令和七年五月十三日
二　登録番号　２
三　登録の更新を受けた船級協会の名称　Lloyd's Register Group Limited
四　住所　71 Fenchurch Street, London, EC3M 4BS, UNITED KINGDOM OF GREAT BRITAIN AND NORTHERN IRELAND
五　代表者の氏名　Nick Brown
六　検査を行う事業所の名称及び所在地

| 名　　称 | 所　　在　　地 |
|---|---|
| グローバルテクニカルサポートオフィス（横浜） | 神奈川県横浜市西区みなとみらい２丁目３番１号　クイーンズタワーＡ10階 |
| 横浜ポートオフィス | 神奈川県横浜市西区みなとみらい２丁目３番１号　クイーンズタワーＡ10階 |
| 神戸事務所 | 兵庫県神戸市中央区小野柄通４丁目１番22号　アーバンエース三宮ビル９階 |
| 長崎事務所 | 長崎県長崎市万才町７番１号　住友生命ビル11階 |

**○国土交通省告示第三百八十四号**

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第十九条の三十第三項において準用する同法第十九条の十五第三項において準用する船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、次のとおり船級協会の登録を更新したので、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の三十第三項において準用する同法第十九条の十五第三項において準用する船舶安全法第二十五条の六十二第一号の規定により、公示する。

令和七年五月十六日

国土交通大臣　中野　洋昌

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の三十第三項において準用する同法第十九条の十五第三項において準用する船舶安全法第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、船級協会の登録を更新した件

一　登録更新年月日　令和七年五月十三日
二　登録番号　２
三　登録の更新を受けた船級協会の名称　Lloyd's Register Group Limited
四　住所　71 Fenchurch Street, London, EC3M 4BS, UNITED KINGDOM OF GREAT BRITAIN AND NORTHERN IRELAND
五　代表者の氏名　Nick Brown
六　検査を行う事業所の名称及び所在地

| 名　　称 | 所　　在　　地 |
|---|---|
| グローバルテクニカルサポートオフィス（横浜） | 神奈川県横浜市西区みなとみらい２丁目３番１号　クイーンズタワーＡ10階 |
| 横浜ポートオフィス | 神奈川県横浜市西区みなとみらい２丁目３番１号　クイーンズタワーＡ10階 |
| 神戸事務所 | 兵庫県神戸市中央区小野柄通４丁目１番22号　アーバンエース三宮ビル９階 |
| 長崎事務所 | 長崎県長崎市万才町７番１号　住友生命ビル11階 |

**○国土交通省告示第三百八十五号**

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第十九条の四十六第三項において準用する同法第十九条の十五第三項において準用する船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、次のとおり船級協会の登録を更新したので、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の四十六第三項において準用する同法第十九条の十五第三項において準用する船舶安全法第二十五条の六十二第一号の規定により、公示する。

令和七年五月十六日

国土交通大臣　中野　洋昌